

# 広報 直島

202b Apr. No.873



すな おな えが おの し ま

## contents

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 02 令和8年度予算          | 12 カメラレポート        |
| 04 令和8年度重点事業        | 14 産業環境課からのお知らせ   |
| 06 総務課・企画電算室からのお知らせ | 15 住民福祉課からのお知らせ   |
| 09 税務課からのお知らせ       | 16 健康推進室からのお知らせ   |
| 10 建設水道課からのお知らせ     | 18 教育委員会からのお知らせ   |
| 11 産業環境課からのお知らせ     | 21 ふれあい診療所からのお知らせ |



町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,588(+9) 人口/2,847(-2) 男/1,462(-1) 女/1,385(-1)  
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km<sup>2</sup>

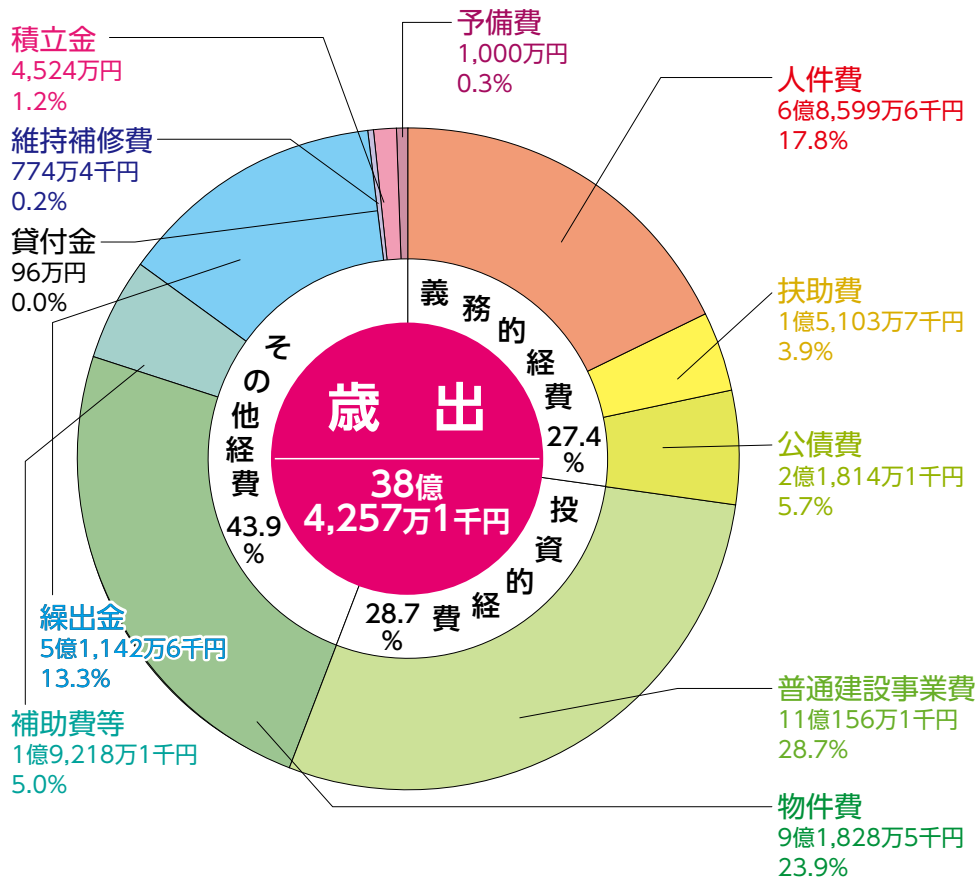
直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / [somu1@town.naoshima.lg.jp](mailto:somu1@town.naoshima.lg.jp)

みんなが笑顔で暮らせる町に

# 令和8年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和8年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。  
 一般会計予算額は38億4,257万1千円で前年度と比較して、4億6,228万3千円(13.7%)の増となりました。  
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっております。



### 用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料などです。
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費などです。
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金などです。
- 公債費** 町債の償還に係る経費です。
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

## 主な経費

### 【一般会計】

経費種別	金額 (千円)
総務費 (単位:千円)	3,379
例規整備支援業務等	21,876
行政情報通信サービス事業	125,778
電算システム整備事業等	1,200
直島出合い隊助成事業等	2,685
まちづくり景観整備助成事業	5,639
地域おこし協力隊	3,200
空き家改修等補助事業	59,639
直島応援寄附者返礼品等	63,847
町営バス運行事業等	6,643
固定資産税土地異動更新業務	9,345
地方公共団体情報システム標準化事業等	6,854
民生費	10,066
地域子育て支援拠点事業	13,100
地域こどもの生活支援強化事業	2,250
出産奨励金(2人以上)	594
敬老会	1,038
老人バス利用助成	3,823
一時保育事業	2,082
子育て支援事業	5,760
子ども医療費助成事業	720
衛生費	3,317
保健医療福祉関係職修学資金貸付事業	1,878
母子健診等	
子どもインフルエンザ予防接種	

妊婦のための支援給付等	2,965
帯状疱疹予防ワクチン接種等	2,509
住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,520
焼却施設設備補修	26,306
農林水産業費	
有害鳥獣駆除事業	6,203
松くい虫防除事業	2,191
釣公園運営業務	3,120
商工費	
地域おこし協力隊	5,513
ふるさと海の家改修等	5,840
瀬戸内国際芸術祭2028運営負担金	1,050
火まつり実行委員会助成	15,000
特産品開発事業等	4,000
商工会助成	1,800
商業・観光交流複合施設等整備等	548,399
土木費	
道路維持管理業務等	8,895
本村49号線道路改良等	14,480
港湾施設パトロール・イルミネーション事業	8,060
県営事業負担金(急傾斜事業費)	11,200
県営事業負担金(港湾整備)	77,894
外新田団地外壁改良等	42,290
民間住宅耐震対策支援事業等	4,216

### 消防費

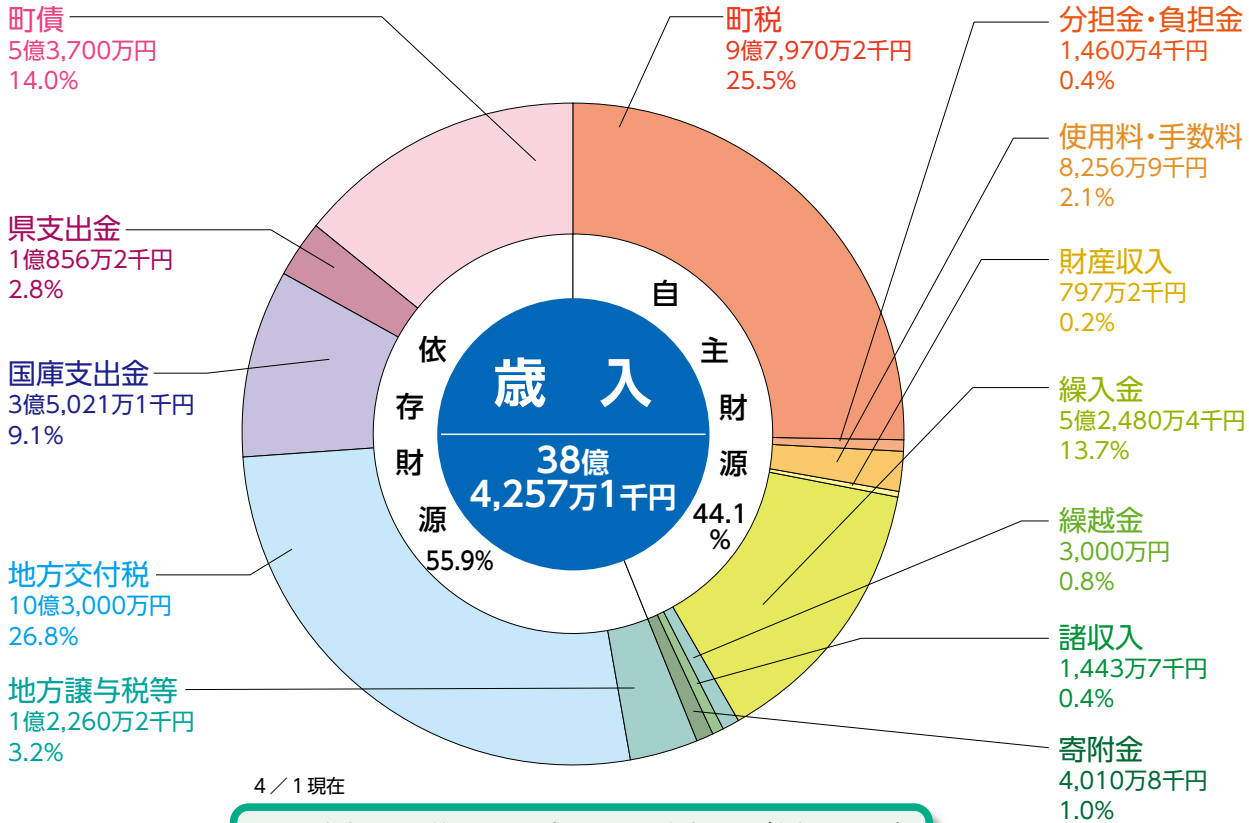
災害用備品整備	1,336
第3分団屯所更新事業等	251,968
ハザードマップ更新	1,210
救急患者搬送業務関係	97,468
教育費	
高校生通学航路費等補助	5,762
少年・青年活動助成	700
小学校電力量増設等	14,978
中学校各所改良等	2,040
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	2,431
文化協会助成	850
女文案補助事業等	1,706
地域おこし協力隊	4,936
体育協会助成	800
スポーツ少年団助成	590
小・中学校給食無償化事業	9,646

### 【特別会計】

特定健康診査等事業	2,614
介護予防アクア運動教室等	3,235
介護保険法改正対応業務等	6,984
後期医療制度システム改修業務	3,560
手動式除細動器購入等	2,260

# 一般会計の予算は38億4,257万1千円

特別会計 11億7,800万9千円 簡易水道会計 5億6,678万円



4 / 1 現在

町民1人当たりに使われるお金 町民1人当たりが負担するお金  
**135万円** (歳出総額/人口) **34万4千円** (町税/人口)

## 特別会計予算額

会計名	令和8年度	令和7年度	前年度対比
国民健康保険事業	3億5,781万円	3億7,945万1千円	▲5.7%
介護保険事業	4億4,555万9千円	4億2,055万6千円	5.9%
診療所事業	2億8,449万9千円	2億8,490万1千円	▲0.1%
後期高齢者医療事業	8,983万1千円	7,542万5千円	19.1%
宅地造成事業	31万円	30万9千円	0.3%
合計	11億7,800万9千円	11億6,064万2千円	1.5%

## 簡易水道事業会計予算額

項目	令和8年度	令和7年度	前年度対比
収益的収入	4億9,243万円	4億9,635万円	▲0.8%
収益的支出	4億8,188万7千円	4億9,396万8千円	▲2.4%
資本的収入	5,447万5千円	6,440万5千円	▲15.4%
資本的支出	2億1,271万9千円	1億7,518万3千円	21.4%

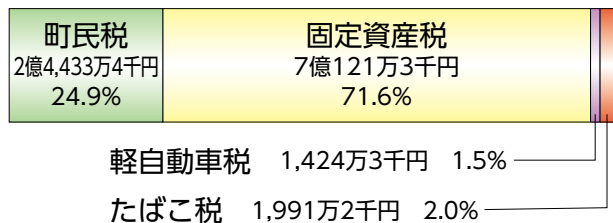
## 下水道事業会計予算額

項目	令和8年度	令和7年度	前年度対比
収益的収入	2億4,007万5千円	2億3,570万2千円	1.9%
収益的支出	2億2,083万3千円	2億2,186万9千円	▲0.5%
資本的収入	1億3,235万円	1億3,319万2千円	▲0.6%
資本的支出	1億6,043万8千円	1億5,650万6千円	2.5%

## 歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	総額
令和4年度	42.4%	57.6%	32億2,328万円
令和5年度	44.1%	55.9%	33億1,915万6千円
令和6年度	46.5%	53.5%	34億1,717万7千円
令和7年度	44.3%	55.7%	33億8,028万8千円
令和8年度	55.9%	44.1%	38億4,257万1千円

## 町税9億7,970万2千円の内訳



# 令和8年度重点事業一覧表

## 1 ハード事業

### (1) 令和8年度商業・観光交流複合施設等整備事業 新規 約4億9,300万円

宮浦港ターミナル周辺エリアに、町民の皆さんの日常生活を支える商業機能と、町外からの来訪者を迎える観光交流機能に加え、防災機能も併せ持つ“商業・観光交流複合施設”等の整備に着手します。

### (2) 令和8年度町道本村49号線道路改良工事（石場地区） 新規 約750万円

老朽化により破損した道路側溝について今後、通行に支障を来たす恐れもあることから、安心安全に通行できるよう道路側溝の補修および劣化している周辺の舗装の更新を行います。

### (3) 令和8年度外新田団地外壁等改良工事 継続 約3,700万円

多くの町営住宅で老朽化が進んでおり、住宅を維持していく必要があるため、順次計画的に改修を進めています。外新田団地は、令和6年度から外壁等改良を実施しており、今年度は1棟2戸の屋根・外壁塗装、樋・鋼製建具の取替等を行います。

### (4) 令和8年度消防団第3分団屯所更新工事 継続 約2億4,900万円

これまで宮ノ浦地区を中心に、地域の消防・防災拠点として重要な役割を果たしてきた消防団第3分団屯所において、昭和59年の建築から40年以上が経過し、老朽化が見受けられることなどから、新たに移転整備を行います。

### (5) 令和8年度小学校特別支援教室エアコン設置工事 新規 約220万円

子どもたちが快適な環境で教育が受けられるよう、令和8年度から新規に特別支援教室として使用する教室にエアコンの設置を行います。

## 2 ソフト事業

### (1) 地域こどもの生活支援強化学業 新規

令和8年度から新たに直島町地域こどもの生活支援強化学業を一般社団法人キッズポートに委託し、現在、キッズポートがNAOSHIMA SAILORS CLUBとして実施している小学生の預かり事業は、町の事業として引き継ぐとともに、利用可能対象を高校生まで広げ、適切な支援機関につなげていきます。

### (2) 観光客受入環境等整備調査業務 新規

宮浦港近くに整備される商業・観光交流複合施設等において、施設を活用する町民や観光客の利便性の向上につながる施設予約やキャッシュレス決済、地域のデジタル化の導入など、ソフト事業を中心とした検討・調査を行います。

**(3) ハザードマップ更新業務 新規**

令和6年に改定した現在のハザードマップにおいて、令和7年9月に県が公表した「香川県地震・津波被害想定調査報告書」による被害想定などを反映したものに改定を行います。

**(4) 小・中学校給食料無償化事業 新規**

令和8年度から、国が実施する小学校給食料無償化事業が開始されます。これに合わせて、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校の給食料も無償化を実施します。

**直島町人事異動 (R8)**

◆**任期満了** 3月30日付 ( ) 内は、旧職名

**大川 純平** (町立診療所所長医師)

※県からの派遣期間終了

3月31日付

**西山 将** (町立診療所医師)

※県からの派遣期間終了

◆**退職** 3月31日付 ( ) 内は、旧職名

**朝比奈春奈** (町立診療所看護師)

◆**異動** 4月1日付 ( ) 内は、旧課名等

**【総務課】**

主 査 **伊藤 健司** (住民福祉課)

**【企画電算室】**

室 長 **野田 旭** (環境水道課)

室長補佐 **中野 崇** (環境水道課)

主 事 **西口 慎** (デジタル推進室)

**【建設水道課】**

課 長 **下津 伸浩** (建設経済課)

課長補佐 **鳥居 利悠** (建設経済課)

課長補佐 **松野 吉高** (環境水道課)

参 事 **荒木 慶悟** (建設経済課)

参 事 **土井 孝司** (環境水道課)

係 長 **大塚 愛貴** (デジタル推進室)

主 査 **加藤 謙明** (環境水道課)

主任主事 **秋友 佑斗** (建設経済課)

**【産業環境課】**

課 長 **津郷 雄一** (出納室)

課長補佐 **近藤 共則** (まちづくり観光課)

課長補佐 **松崎 清人** (環境水道課)

主任主事 **新田 颯** (建設経済課)

主任主事 **下津 玲偉** (総務課)

主 事 **湊 康平** (総務課)

**【住民福祉課】**

主 事 **奈良 高虎** (税務課)

**【健康推進室】**

主 査 **下津 沙希** (議会事務局)

**【税 務 課】**

主 事 **佐藤 悠恒** (環境水道課)

**【出 納 室】**

室 長 **山本 保夫** (町立診療所)

**【町立診療所】**

事 務 長 **前田 浩作** (まちづくり観光課)

**【議会事務局】**

主 査 **久米田佑亜** (健康推進室)

◆**採 用** 4月1日付

町立診療所所長医師 **谷口 統** (県より派遣)

町立診療所医師 **海老原楽萌** (県より派遣)



## 総務課からのお知らせ

### 直島町長選挙の日程について

任期満了に伴う直島町長選挙が下記の日程で行われます。

#### ◎立候補届出者の受付（告示日）

日時：4月21日（火） 8：30～17：00

場所：役場2階大会議室

#### ◎投票できる期間

##### ①期日前投票

（投票日当日に仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をご利用ください。）

期間：4月22日（水）～4月25日（土）

8：30～20：00

場所：役場1階小会議室

#### ②投票日

日時：4月26日（日） 7：00～19：00

場所：お住まいの地域によって投票できる場所が異なります。

詳しくは投票日までに配布する入場券をご覧ください。

#### ◎開票

日時：4月26日（日） 20：00～

場所：直島ホール



#### お問い合わせ

直島町選挙管理委員会（総務課内）

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

## 企画電算室からのお知らせ



### 姫宮団地（積浦）の宅地分譲について



直島町では、姫宮団地（積浦）の宅地分譲を次のとおり行います。

場 所 直島町字坪ノ奥（積浦）

分譲数等 1区画 [1区画当たり] 約230㎡(約70坪)

分譲単価 [1区画当たり] 300万円程度

契約方法 分譲条件を特約とする買戻特約付売買契約

#### 申込資格

①住宅（自らが所有し、かつ、専用に居住する専用住宅）を建設するために宅地を必要とする方であって、分譲地の所在地に住民票を移し、生活の本拠地として居住することを確約できる方

②申込書の提出日において、現に同居し、または同居しようとする親族がいる方（申込日より6カ月以内に婚姻予定の方も含む。）

③市町村税などを滞納していない方

※その他の要件もありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

#### 分譲の条件

①分譲地を別荘、セカンドハウスなどの目的に使用しないこと。

②営利目的であるか否かにかかわらず、売買、賃貸、貸借、飲食店、宿泊施設（簡易宿所や民泊などに類するものも含む。）など、分譲地を専用住宅以外の用途に使用しないこと。

③分譲地の売買契約の締結の日から起算して3年以内に住宅の建築を完了し、かつ、分譲地の所在地に住民票を移した上で生活の本拠地として居住すること。  
※その他の条件もありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

#### 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月15日（金）

8：30～17：00 ※12：00～13：00は除く

（土・日曜日、祝日は受付できません。）

#### 申込方法

「宅地分譲申込書」などを提出してください。

※申込みは区画ごととし、1世帯につき1区画とします。

説明会 申込書受付後に随時開催

お問い合わせ 企画電算室 ☎087-892-2020

企画電算室からのお知らせ

**本村地区(景観重点地区)内で家や外構を新築・改修などをする場合には 事前に役場へ届け出が必要です！**

景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として、本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的に、平成25年4月1日より下記の内容の行為などを実施する場合には、事前に役場へ届け出が必要となっています。

重点地区内にお住まいの皆さんには、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎届け出が必要な行為

- ①建築物
  - 建築物の新築、増築、改築または移転
  - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物など（屋外広告物・塀・柵・門など）
  - 工作物の新築、増築、改築または移転
  - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修などには補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します(第1期募集)」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



**まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉**

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では「直島の景観をより素晴らしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づいてまちづくり活動を推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。）	2/3	600万円
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	2/3	30万円
		①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	1/3	100万円

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

●例えばこのようなときに…

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」注1) → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」注2) → イ)
- 「道路沿いを花いっぱいになりたい」→ ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」→ ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」→ ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物などに限ります。

注2) ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限ります。

②申請の締切 4月30日(木)まで

申請様式についてなど、詳しい内容・お問い合わせについては、企画電算室までご連絡をお願いします。

※ 令和5年度より次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

(1)法人並びに営利を目的とする個人および団体 (2)宗教的又は政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ 企画電算室 ☎087-892-2020



## 企画電算室からのお知らせ

### みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしていませんか。町民の皆さんが自ら考え、自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要などは次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

#### ●対象となる事業

町民または町内にある団体などが自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

#### ●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。

同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●応募の締切日 第1次締め切り 4月末日  
第2次締め切り 7月末日

●申し込み先 企画電算室

### 同窓会への助成について

直島小学校ならびに直島中学校（いずれも旧制学校を含む。）の卒業生が開催する同窓会に助成金を交付しています。（5年間に1回限度）

交付対象となる同窓会は、同じ年度に卒業した者の全員を対象として町内で開催されるもので、原則として対象者の3割以上の出席があるものです。

同窓会の開催が決まりましたら、お早めにご相談ください。



### 不動産に関する無料相談会のお知らせ



司法書士および土地家屋調査士による、不動産に関する無料相談会を開催します。

（年4回：4月、7月、10月、1月開催予定）

相続による名義変更や、不動産の賃貸・売却に向けた事前準備、登記に関するご相談など、不動産に関わるお悩み専門家が直接お応えします。

あわせて、地域おこし協力隊による空き家相談もお受けいたします。

- 「親名義の土地をどう相続すればよいか分からない」
- 「空き家を貸したいけど、何から始めればいい？」
- 「売却を考えているが、登記の手続きが不安」
- 「境界があいまいな土地の調査について知りたい」

そんなお悩みをお持ちの方は、ぜひこの機会にご相談ください。

相談は**無料・予約優先**です。

一組当たりの相談時間は30分以内とさせていただきます。



※不動産トラブル、法律トラブルの解決を目的とする相談会ではありません。

※ご自分で行う登記申請書類の作成方法やその書類確認などには応じかねます。

※地域おこし協力隊による空き家相談は、下記日程に限らずいつでもお受けいたします。

#### 【日時】

**4月22日(水) 10:00~12:00**

（次回以降は7月、10月、1月開催予定）

#### 【場所】

直島ホール（研修室）

#### 【協力】

大賀祐一事務所（司法書士・土地家屋調査士）

#### 【予約】

企画電算室

（平日8:15~17:00 ※12:00~13:00を除く）

お問い合わせ 企画電算室 ☎087-892-2020

税務課からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について(令和8年度)

後期高齢者医療制度の保険料は全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額(賦課のもととなる所得金額\*×所得割率)」の合計額となり、被保険者が個々に納めます。また、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに設けられます。

保険料率は、県内すべての市町で同じです。  
 ※所得の合計額から基礎控除額(43万円)を引いた額  
 令和8年度の保険料(率)は下記のとおりです。

区分	令和8年度		
	医療分	子ども分	合計
均等割額	58,000円	1,300円	59,300円
所得割率	9.93%	0.25%	10.18%

★賦課限度額について

保険料(医療分)の賦課限度額は、85万円です。  
 保険料(子ども分)の賦課限度額は、2.1万円です。

保険料の軽減措置

★均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料のうち、均等割額については、世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計金額に応じて判定する軽減措置があります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減の割合
43万円+10万円× (給与所得者等の数* - 1)以下	医療分 7.2割
	子ども分 7割
43万円+ (31万円×世帯の被保険者数)+ (10万円×(給与所得者等の数* - 1)) 以下	5割
43万円+ (57万円×世帯の被保険者数)+ (10万円×(給与所得者等の数* - 1)) 以下	2割

※一定の給与所得者と年金所得がある方

- 賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。
- 65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

★被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者\*であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、**均等割額が5割軽減**されます。

※被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの保険に加入していたときに被扶養者であった方です。(市町国民健康保険、国民健康保険組合は除く)

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296



電気・ガスの訪問勧誘トラブル

電気・ガスの契約について、「集合住宅全体の電気・ガスの供給契約が変わるかのような説明で勧誘された」「電気・ガスの契約の際、ウォーターサーバーなど別のサービスも勧誘され契約してしまった」という相談が寄せられています。突然の訪問勧誘では、その場で契約せず、事業者名や契約条件などを確認し、集合住宅の場合は管理会社にも確かめましょう。

契約に用いる検針票の記載情報は慎重に扱い、他のサービスを勧誘されたら本当に必要かよく検討しましょう。

判断に迷ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188(局番なし)」



## 建設水道課からのお知らせ

### ～住まいの耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～ 直島町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付制度

#### 制度の概要

町では、下記の要件に該当する耐震診断や耐震改修工事などに要する費用について、その一部を補助します。

(1) 補助を受けられる方	・町内に住所を有する方で、自ら所有する住宅*の居住者である ・町税などの滞納がない ※民宿は「住宅」に該当しません。
(2) 対象となる住宅の要件	町内にある住宅で、下記の要件を満たすもの ①昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅、または長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む） ※枠組壁工法・丸太組工法の住宅、賃貸住宅、社宅は除く ②耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する ③建築基準法の規定に違反していない ④耐震診断や耐震改修工事などを過去に行っていない ⑤簡易耐震改修工事にあつては、木造の住宅に限る
(3) 補助の内容	①耐震診断（補助金の額）＝耐震診断に要した費用（補助対象経費）－2,000円 ※ただし、11.3万円を限度とする。 ②耐震改修工事（実施設計費用も含む） （補助金の額）＝工事に要した費用の115万円まで全額補助 ③簡易耐震改修工事（実施設計費用も含む） （補助金の額）＝工事に要した費用の57.5万円まで全額補助 ④耐震シェルター等設置工事（補助金の額）＝工事に要した費用の23万円まで全額補助

※上記の他にも審査要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**令和8年度補助申請の最終受付期限：令和9年1月15日(金)**

補助を希望される方は、申請書類に必要書類を添付して、期日までに建設水道課へ申請してください。

### 直島町民間危険ブロック塀等撤去補助事業

地震や台風などの災害時に、ブロック塀の倒壊による被害を防止するため、倒壊する恐れのあるブロック塀などの撤去工事に対し、補助金を交付します。

#### 申請受付期間

**令和9年1月15日(金)まで**

#### 補助対象者

ブロック塀などの所有者・ブロック塀などのある土地の所有者・ブロック塀などのある土地にある建築物の所有者

#### 対象物

道路に面し、点検の結果、転倒の恐れがあると判定されたブロック塀など

※道路や点検結果に一定の条件あり

#### 補助額 次のいずれか少ない額

●撤去工事に要する経費の4/5

●1敷地あたり16万円

詳しくは、建設水道課へお問い合わせください。

お問い合わせ 建設水道課 ☎087-892-2224

●●●●●●●● 産業環境課からのお知らせ ●●●●●●●●

## 直島町環境美化ボランティアの募集について

町では、町内における環境美化ボランティア活動を支援するため、環境美化ボランティア登録制度を行っています。この制度は、町内の海岸・公園・道路・水路・側溝などの公共施設を定期的に清掃して下さる有志の方を支援する制度です。下記要件を確認していただき、登録いただける方は産業環境課窓口にお越しいただくか、お電話にてご連絡ください。

●支援対象者

- ・町内の公共施設で活動をしていただける個人（公共施設とは、町内の海岸・公園・水路などを指す）
- ・道路（法面・側溝を含む）の草刈りおよび清掃をしていただける個人
- ※小・中学生については、保護者の監視のもとで清掃作業を行うこと

●活動内容

2カ月に1回程度、公共施設で美化活動を実施（散乱・漂流ゴミ収集など）

●町支援内容

- 軍手・ゴミ袋の支給
- 収集したゴミの回収および処分
- ボランティア活動傷害保険への加入

●任期

登録日～令和9年3月31日まで

●登録方法

産業環境課の窓口か電話で、住所・氏名・電話番号・生年月日をお伝えください。  
応募締切は5月29日(金)



## 直島町住宅用太陽光発電システム設置補助について

★住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置を支援します★

町では、町民が太陽エネルギー資源を有効に利用することを積極的に支援し、地球温暖化の防止と町民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する方に対して、補助金を交付します。

令和8年度に設置を予定している方は、令和9年1月末日までに申請してください。なお、補助金の交付は予算の範囲内となりますので、必ず申請前にお問い合わせください。

補助制度の概要

●補助対象者

年度内に自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置する者および自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する者

●補助金額

- ◎発電システム 1キロワットあたり5万円（上限は4キロワット）
- ◎蓄電システム 設置に要する経費の10分の1または20万円のいずれか少ない額

※詳細は「直島町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱」参照



## 社宅整備費用助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度です。

【社宅とは】

事業者が従業員の居住を目的として新たに建設する住宅をいう。

【対象者】

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する
- 市区町村税を滞納していない

【助成額】

- 入居可能世帯数1世帯当たり20万円

【交付の条件】

- 入居する従業員など（家族含む）、町に住民登録すること
- 入居率の向上に努めること

【用途変更の制限】

- 助成金交付後5年間は、社宅以外の用途に変更しないこと

※なお、工事着手前に交付申請書などの提出が必要となりますので、必ず計画段階で事前にご相談ください。

お問い合わせ 産業環境課 ☎087-892-2225

3月5日(木)

## 町表彰・教育委員会表彰

### ◎令和7年度・直島町表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
	直島町消防団 第1分団操法チーム	(善行者) 直島町表彰規程 第2条第1号	令和7年9月14日に開催された、香川県消防操法大会小型ポンプの部において、準優勝という成績を収め、県下に広く直島町消防団の名声を広め、団員の士気を大いに高揚させた功績は多大である。

### ◎令和7年度・直島町教育委員会表彰者

No.	氏名	規程根拠条文等	事績
1	原口 結愛 (香川県立高松工芸高校2年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	第27回紫灘旗全国高校遠的弓道大会に出場された功績は顕著である。
2	堀口 来愛 (香川県立高松南高等学校2年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	国民スポーツ大会第46回四国ブロック大会ソフトボール競技、第79回国民スポーツ大会に出場された功績は顕著である。
3	橋本 心佑 (香川県立高松商業高等学校3年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	令和7年度全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会、第66回全国高等学校ヨット選手権大会、第79回国民スポーツ大会に出場された功績は顕著である。
4	浮森 夕菜	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第5号	第118回日展第3科彫刻において入選された輝かしい功績は顕著である。
5	菊地 海成 (直島小学校6年生)	直島町教育委員会 表彰規程 第2条第3号	令和7年度火災予防ポスター作品募集において香川県知事賞を受賞された輝かしい功績は顕著である。



3月6日(金)

## 直島フレンドパーク

スポーツ推進委員会主催の第8回直島フレンドパークが中学校体育館で開催され、23組47名が参加しました。5種類のミニゲームを家族・友人などの2人1組で協力してチャレンジし、楽しい時間を過ごしました。多くのペアが景品をゲットしました。  
ご参加ありがとうございました。



# 卒園式・卒業式

## 3月13日(金) 中学校卒業式

幼児学園卒園式、小・中学校卒業式が行われました。幼児学園の園児、小学校の児童、中学校の生徒それぞれが通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。  
卒園生、卒業生はたくさんの思い出を胸に、それぞれの未来に向かって新たな一歩を踏み出しました。



## 3月16日(月) 小学校卒業式



## 3月17日(火) 幼児学園卒園式





## 産業環境課からのお知らせ

### ゴールデンウィーク中のごみ収集および グリーンセンターへの持ち込みについて

今年のゴールデンウィーク中のごみ収集などは、以下のとおりです。

	4月						5月					
	25日(土)	26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)
ごみステーション収集	お休み	お休み	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	紙類	可燃ごみ	お休み	お休み	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ
資源化施設(不燃ごみ)	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
焼却施設(可燃ごみ)	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
し尿収集	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○

#### ごみ出しのルールは守りましょう！

※**特別収集**：個別の粗大ごみ収集については、ご希望の日程（土日、祝祭日を除く）や数量などを必ず事前にご相談ください。その他、ごみの出し方について不明な点がございましたら、産業環境課へご相談ください。

### 特産品開発に関する補助制度について

直島町では町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。



#### 【特産品】

- 「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。
- 町産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
  - 販売が可能なもの
  - 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

#### 【補助対象者】

補助対象者は、以下のいずれかであって、町税などの滞納がなく、事業を継続できると認められる方に限ります。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

#### 【補助対象事業】 補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

#### 【補助対象経費】 補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費など）
- 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
- 商品のパッケージ、ラベルなどの製作に要する経費
- 商品 PR に係る広告、宣伝に要する経費
- その他、必要と認められる経費

※人件費は補助対象外です。

#### 【補助金の額】

- 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（50万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨て）

お問い合わせ 産業環境課 ☎087-892-2225



## 地域おこし協力隊ぐらむ

担当：山川

こんにちは、山川です。

2026年4月、直島町で新しくエコな取り組みが始まったことをご存じでしょうか？資源化施設へ集められた不用品のうち、使用可能な物はリユース施設「かえるとイルカ」に出品され、ごみの軽量化を進める取り組みが始まりました。

そこで今回、直島町のエコとごみ処理について取材させていただきました。

4月から始まった新しい取り組みのほか、リユース施設「かえるとイルカ」、直島町のごみ処理費用や施設（焼却施設・資源化施設）についてなど…

特にごみ処理費用に驚きました。そして、分別の重要性をととも感じました。

取材の内容は「直島カラース HP」に掲載していますので、ぜひご覧ください。

#エコ #エコアイランドなおしま #ごみ



直島カラース HP



可燃ごみに混ぜていた不燃ごみ

2026. 4

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

～ 知ってください 国民健康保険のこと!! ～  
【医療費適正化のために】

国民健康保険の被保険者の皆さんが、病院などの窓口で支払っているのは医療費の一部であり、残りは保険者（町）が負担しています。医療費はここ数年高い状態が続いており、国保の財政にも大きな影響を及ぼしています。医療費が増え続けると、皆さんの保険税を引き上げなければならない可能性が大きくなります。少しでも医療費を適正化していけるように、ご協力をお願いします。



医療費の増加の主な原因

●医療機関へのかかり方

かぜなどの軽い症状で最初から大きな病院にかかったり、同じ病気で複数の医療機関にかかったりすると、医療費が増えてしまいます。

●生活習慣病の増加

日々の生活習慣が要因で起こる生活習慣病が増えていきます。生活習慣病などの慢性疾患は、治療に長い期間がかかるため、医療費が増えてしまいます。

●医療技術の進歩

新しい医療機器や医療技術、新薬などが開発されたことで、治療が難しかった病気も治療が可能になりましたが、治療にかかる費用も増えています。

医療費節約のツツ

●かかりつけ医を持ちましょう

“かかりつけ医”とは、日頃から診察や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえます。町内にもふれあい診療所がありますので、“かかりつけ医”として積極的に利用してください。

●重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかることはやめましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により、体への負担や副作用も心配されます。

●診療時間内に受診しましょう

緊急の場合以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。緊急を要する重症の患者さんへの対応が遅れ、治療が間に合わなくなるなどの恐れがあります。また、本来の医療費のほかに時間外料金なども加算され、医療費が増えてしまいます。

●健康診断を受けて、病気を早期発見しましょう

自覚症状が現れにくい生活習慣病などの早期発見には、健康診断によるチェックが重要です。病気の早期発見・治療は医療費の節減にもつながります。定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見に努めましょう。

●薬を正しく使いましょう

処方薬は市販薬より薬効が強いため、重複して飲むと危険です。薬の飲み合わせや適量以上の服薬により、副作用や症状の悪化が心配されます。指示された用法・用量を守り、正しく使いましょう。

～ 国民健康保険の届け出にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。届け出の際は、世帯主と手続対象者全員分のマイナンバーがわかるものを持参してください。お手順をおかけしますが、よろしくをお願いします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



## 住民福祉課からのお知らせ

### 出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

#### ●開催日

4月16日(木) 事前予約制

#### ●場所・時間

- ・役場（1階会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

#### ●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整など

#### ●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更など

#### ●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証など）が必要です。

国民年金や厚生年金などの年金加入期間の確認や、年金額の算出など、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松(オフィス)』に**事前予約**をお願いします。(年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。)

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



☎087-811-6020（予約用） 平日8：30～17：15【土・日・祝日を除く】

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

## 健康推進室からのお知らせ

### 大腸がん検診の日程が変更になります

例年、大腸がん検診は胃がん検診と一緒に受けられるほか、10月ごろに2週間大腸がんの日程を取っていましたが、令和8年度から日程が変わりますので、受診される予定の方はご留意いただきますようお願いいたします。

#### ★検診日・開催場所

5月25日(月)	積浦集会所
5月26日(火)	役場
5月27日(水)	西部公民館
6月27日(土)	役場
6月28日(日)	積浦集会所
6月29日(月)	西部公民館
6月30日(火)～7月2日(木)	役場・福祉センター
11月21日(土)	西部公民館

※受診対象者の方は、4月の受診票送付時に検診ごとの日程表を同封しているのでご確認ください。

※検診はそれぞれご予約をいただいています。予約開始日や詳しい検診の情報は広報やふれあい通信でその都度お知らせします。

#### ★大腸がんとは

大腸がんは働き盛りの**40歳ごろ**からかかる人が増え、年間15万人以上が罹患し、**日本人がなるがんの第1位**です。5万人以上の方が亡くなっていますが、**早期ではほとんど自覚症状がなく**、進行している場合も多いです。しかし、**早期発見・早期治療**ができれば、**92%以上の方が治る病気**でもあります。



#### ★検診対象者

**満40歳以上で、職場健診等で受ける機会のない方**

他の検診（胃がん検診・特定健診等）と日程を合わせていますので、この機会にぜひ他の検診と一緒に受診しましょう。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

楽しくひざ痛こし痛予防・改善教室

みんなで楽しみながら、



体づくりをしましょう！！

- この教室では、主に椅子に座って、ゆっくりとストレッチ、マッサージ、運動などを行います。
- 膝痛・腰痛などに関する日常生活でのアドバイスや、季節の変わり目に現れる体の不調を改善する方法などもお伝えしています。
- 講師は、阿部純也 健康運動指導士です。個別に質問・相談もできます。



★開催予定場所・日時

場 所	予 定 日
西部公民館 〔体育室兼講義室 または、体育室〕	5月13日(水)
	7月 1日(水)
	9月 2日(水)
	10月 7日(水)
	12月 2日(水)
	令和9年1月6日(水)
	2月 3日(水)
	3月 3日(水)

場 所	予 定 日
積浦集会所	6月 3日(水)
	11月 4日(水)

場 所	予 定 日
直島ホール	8月 5日(水)

●時間：9：30～11：00 ●料金：無料

どなたでもご参加できます。  
飲み物、タオルをご持参のうえ、  
皆さんご参加ください。

保健医療福祉関係職修学資金貸付制度について

令和8年4月より、看護師の他、保健師または社会福祉士を対象職種に加え、その養成校に在籍し、将来、町立施設で勤務する意思のある方に修学資金（月6万円）を貸し付けいたします。

貸し付けご希望の方は、健康推進室へお申し出ください。



お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



## 健康推進室からのお知らせ

# 直島版母子健康手帳アプリ【しまっこダイアリー】が 令和8年4月1日スタートしました！

### ◆直島町から様々な情報が届く

- ・子育てに役立つ情報を配信中！

### ◆お子さまの成長をカンタンに記録

- ・日々の成長記録や健診の記録など、大切な情報をまとめて管理できます。

### ◆記録したデータは家族で共有ができる

- ・お子さまの成長記録や写真等、記録したデータは家族にも共有できます。おじいちゃん、おばあちゃんにも共有して家族みんなで成長を見守りましょう。



アプリストアからダウンロードして、**カンタン登録！**  
母子モ（ボシモ）で検索！

母子モ  検索

or

二次元コードからダウンロード！



※ダウンロードの際のアプリの名称は「母子モ」ですが、情報を登録する際に直島町内の郵便番号を登録すると、「しまっこダイアリー」となります。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

## 教育委員会からのお知らせ

# 「シルバーカルチャー教室」に参加しませんか！

町民参加の生涯学習事業として「シルバーカルチャー教室」の受講生を下記の内容で募集します。60歳以上の町民の方ならどなたでも参加できますので、この春から何か新しいことを始めようとお考えの方は、ぜひお気軽にお申し込みください。

### 趣 旨

高齢化社会を楽しく、豊かに生活するための学習の機会を提供することにより、生涯にわたる学習意欲の向上を図ります。

**主 催** 教育委員会

**期 間** 令和8年5月から令和9年2月まで、年間15回程度開催を予定。

**ご都合のよい日時にご参加ください。**

**場 所** 西部公民館 ほか

**受 講 料** 無料(ただし、教材費が別途必要な場合があります。)

**対 象 者** 町内に住所を有する60歳以上の方

### 内 容

講演会や人気の脳トレ教室、町内の各種イベントへの参加など、1回の講座につき1時間から2時間程度です。

### 申し込み

今回**新たに**受講を希望者される方は、**4月20日(月)まで**に教育委員会事務局へ次の①～④の内容をご連絡ください。

①住 所 (地区名)

②氏 名

③生年月日

④電話番号 (連絡先)

※第1回教室は  
5月25日(月)  
西部公民館  
講義室(卓球室)にて、  
「くらしのセミナー」  
の予定です。



前年度の教室風景  
(人気の社会見学のような)

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882





## 教育委員会からのお知らせ

# 令和8年度〈直島町〉移動図書館巡回日程表

### 移動図書館をはじめて利用される方へ

- 移動図書館を利用するには、高松市図書館利用者カードが必要です。
- 直島町内に住所を有する方は、どなたでもカードの交付を申請し、無料で図書を借りることができます。
- 交付申請は、利用申込書に所定の事項を記入し、住所（免許証・健康保険証）の確認できるものを提示してください。その場で、「利用者カード」を交付します。

1 貸出冊数 1人 15冊まで

2 貸出期間 次の巡回日まで（約1カ月間）

3 巡回ステーション日程表

巡回場所の地図は  
コチラ➡



令和8年								令和9年			【午前】西部公民館
4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11:10~12:00
24日 (金)	22日 (金)	18日 (木)	24日 (金)	24日 (木)	23日 (金)	20日 (金)	18日 (金)	21日 (木)	18日 (木)	25日 (木)	【午後】役場車庫前
											13:00~13:40

◎天候等でやむを得ず巡回を中止する場合があります。ご不明な場合は、高松市中央図書館移動図書係(☎080-2434-4348)までお問い合わせください。

【注意】図書館ではインターネットによるサービスを行っていますが、移動図書館は対象外となっております。

## 直島町少年スポーツ等活動費補助について

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援する『直島町少年スポーツ等活動費補助』を、今年度も引き続き実施します。

### 対象者

直島中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている直島中学校生徒およびその付き添いの保護者となります。

### 対象経費

フェリー車両運賃、小型高速旅客船（高松便に限る）運賃となります。

### 補助金の額

対象経費の2分の1です。ただし、限度額は年度内で5万円とします。

締切日 第1次締め切り 9月末日  
第2次締め切り 3月末日



## 青年・少年活動助成事業の募集について

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで生き生きと活動できるように、また、町民の皆さんが自ら活動を活発化させようとする事業に対して、財政面で支援する『生き生き青年活動補助』・『少年の夢育み活動補助』を今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要などは次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

### 対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体または個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・スポーツ活動事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

### 補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とします。同事業を継続する場合、4年目以降は10万円を限度とします。

応募の締め切り日 第1次締め切り 4月末日  
第2次締め切り 7月末日



お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

ふれあい診療所からののお知らせ

令和8年度直島町立診療所派遣医師（予定）

泌尿器科専門外来開設（松木泌尿器科院長 <sup>たかかず</sup>松木孝和先生）

毎月第4火曜日午前外来

※前立腺肥大症や前立腺癌、過活動膀胱や頻尿、尿失禁、性感染症の悩みなど泌尿器科疾患で気になる際、ぜひ受診してください。

岡山赤十字玉野病院診療援助（横山<sup>ゆうじ</sup>祐二病院長）

毎月第2金曜日午後外来

※診療科は内科全般で、特に消化器領域を専門としています。



小児科専門外来開設（香川大学医学部附属病院小児科）

小児科准教授 <sup>さねゆき</sup>安田真之先生、小児科医 <sup>えり</sup>井上依里先生 毎月1回

※お子さんの病気の事、成長・発達のことなど、直島町のお子さんの健康維持に努めていきたいと思えます。

年間診療予定日（※都合により変更することがあります。）

	横山病院長	小児科専門外来	泌尿器科専門外来
	午後外来	午後外来	午前外来
令和8年 4月	10日(金)	23日(木)	28日(火)
5月	8日(金)	28日(木)	19日(火)
6月	12日(金)	25日(木)	23日(火)
7月	10日(金)	23日(木)	28日(火)
8月	7日(金)	27日(木)	25日(火)
9月	11日(金)	17日(木)	29日(火)
10月	9日(金)	15日(木)	27日(火)
11月	6日(金)	26日(木)	24日(火)
12月	11日(金)	17日(木)	22日(火)
令和9年 1月	8日(金)	28日(木)	26日(火)
2月	12日(金)	25日(木)	16日(火)
3月	12日(金)	18日(木)	23日(火)

午前外来 8:30 ~ 11:30 受付 (9:00 ~ 12:00 診察)

午後外来 14:00 ~ 16:00 受付 (14:30 ~ 16:30 診察)

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266



No.225

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



# 「健康診断を受けましょう」

(医師 谷口 統)

## ●健康診断受けていますか？

定期健康診断のいちばんのメリットは、病気を早い段階で見つけ、早めに治療につなげられることです。健康診断では、自覚症状がない段階から体の状態を調べていきます。ただし、1回の健診ですべてが分かるわけではありません。健診はあくまで「広く・浅く」体の状態を確認するものです。そこから精密検査が必要な部分を見つけていくことが目的です。「健診を受けたからもう安心」と思われる方もいらっしゃいますが、検査をしていない部位に病気が見つかることもあります。健康診断は“健康を保証するもの”ではない、という点も大切なポイントです。



## ●健康診断の役割

健康診断は、「今の自分は健康か」「病気のリスクはないか」を確認するためにあります。症状がなくても、健診を受けることで、血圧が高いことに気づく、血液検査でコレステロールや血糖値の異常が分かる、といった発見があります。高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病は、心筋梗塞や脳卒中の原因になりますが、初期にはほとんど症状がありません。また、胃のバリウム検査や内視鏡検査（胃カメラ）、便潜血検査では、胃がんや大腸がんを症状が出る前に見つけられることがあります。腹部エコーでは、肝臓がんや肝硬変などの有無を確認することもできます。



## ●早期発見・早期治療の大切さ

生活習慣病もがんも、早く見つけて早く治療することがとても大切です。たとえば糖尿病は、進行すると糖尿病性腎症を引き起こし、将来的に透析が必要になることがあります。がんも、肺や肝臓などに転移してしまうと、根本的な治療が難しくなる場合があります。こうした事態をできるだけ防ぐためにも、年に1回の健康診断を習慣にし、早期発見・早期治療につなげていきましょう。



## ●生活習慣の見直しと予防

健康診断では、肥満や血液検査の軽度の異常（肝機能・脂質・血糖・尿酸値など）といった「病気の一步手前」の状態が分かります。この段階で、食事・運動・睡眠・喫煙・飲酒などの生活習慣を見直すことができれば、数値を正常に近づけ、病気を予防できる可能性があります。大きな病気になる前に気づけること。これも健康診断の大切な役割です。



## ●オプション検査の活用

胃がんの予防として、オプションでピロリ菌検査を受けることもおすすめです。ピロリ菌が陽性の場合、除菌治療を行うことで胃がんのリスクを下げられることが分かっています。また、40歳を過ぎると大腸ポリープができやすくなります。ポリープは大腸がんの原因になることがあるため、大腸内視鏡（大腸カメラ）検査で見つけて切除することが、がん予防につながります。



## ●健康診断の結果を大切に

私たちにとって当たり前のように感じている「健康（命）」は、何よりも大切なものです。年に1回は健康診断を受け、その結果をしっかりと受け止めましょう。もし再検査や精密検査が必要と書かれていたら、「症状がないから大丈夫」と自己判断せず、必ず医療機関を受診してください。健康を守る第一歩は、「知ること」から始まります。



**赤ちゃん誕生** (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日  
なまえ お父さん  
お母さん

宮ノ浦 3・16  
下津桜都羽ちゃん 修生  
ちなみ

**結婚おめでとう** (敬称略)

すえ永く お幸せに

地区 氏名 月日

向島 片山幸一郎 3・21  
垂水 舞友

**おくやみ** (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

宮ノ浦 今田 正機 71  
宮ノ浦 大園 由子 101

**寄附のお礼**

吉田芳子様より亡母溝口里子様のお礼として、宮ノ浦自治会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

山口愛子様より亡夫山口剛様の香典返しとして、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会、本村自治会に対して金一封のご寄附がありました。

今田俊恵様より亡夫今田正機様の香典返しとして、直島町立診療所、宮ノ浦自治会、本村太鼓同好会、直島柔道スポーツ少年団、直島つつじ太鼓に対して金一封のご寄附がありました。

**チャレンジ! 広報クイズ**

Q.自分たちの健康(命)を守るためには、〇〇に1回は健康診断を受け、その結果をしっかりと受け止めることが大切です。健康を守るために「知ること」から始めましょう。

- ①1年 ②2年 ③3年 (ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ③ 応募総数 11 通

**【応募締め切り】4月30日(木)**

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

**【送り先】**

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp  
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。  
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

**★★ 募集しています ★★**

皆さんの応募をお待ちしています。

**わが家のスター**

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。  
※写真でもデータでもOKです。

**「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー**

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

**送り先**

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報なおしま 〇〇〇コーナー」  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp  
**締め切り:4月24日(金)**

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

**玉野市休日当番医 市外局番 (0863)**

日	内科系	歯科
4月12	岡山赤十字玉野病院 (築港)31-5117	平山歯科医院 (長尾)71-2850
19	満木内科小児科 (用吉)71-0747	ふじわら歯科医院 (八浜町大崎)51-2488
26	大西病院 (田井)33-9333	みしま歯科クリニック (玉原)31-5851
29	玉野中央病院 (築港)31-1011	三宅(元) 歯科医院 (玉)21-3210
5月3	しみなクリニック (用吉)71-4800	三宅(香) 歯科医院 (山田)41-1031
4	たまの病院 (宇野)31-2101	赤司歯科医院 (宇野)32-1289
5	近藤医院 (東田井地)41-1061	あさの歯科医院 (玉原)31-7722
6	近藤医院 (東田井地)41-1061	阿部歯科医院 (用吉)71-0839

※診療時間は、内科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。  
※休日当番医は都合により変更することがあります。

**ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月6日~5月8日)**

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/6	7	8	9	10
午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原	午前 午後 谷口 横山
13	14	15	16	17
午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原	午前 午後 谷口・海老原 谷口	海老原	午前 午後 谷口・海老原 谷口
20	21	22	23	24
午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 谷口	午前 午後 谷口・海老原 海老原	海老原 海老原/井上	午前 午後 谷口・海老原 海老原
27	28	29	30	5/1
午前 午後 谷口・海老原 海老原	午前 午後 松木 海老原	休診日	海老原	海老原
4	5	6	7	8
休診日	休診日	休診日	海老原	午前 午後 谷口・海老原 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。  
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00  
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30  
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療しますので、下記に電話してください。  
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。  
(お知らせ)4/28(火)の午前のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。  
4/23(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。  
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防 岡崎 貢さんの作品  
「顔を寄せ合って何のイベント？」



大坂 上田 玉子さんの作品  
「つくし」

## 4月より救急搬送体制が変わります

町民の皆さんに、よりよい医療・救急サービスを提供するため、4月1日より日本救急システム株式会社（JEMS）と業務委託契約を締結します。平日の夜間と休日はJEMS所属の救急救命士に救急搬送を担っていただくことになります。

今後とも町民の皆さんの安心・安全な暮らしを支えるため尽力していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



## 国民参政135周年・普通選挙100周年・ 婦人参政80周年記念表彰

多年にわたり、選挙の管理執行において顕著な功績があったとして、直島町選挙管理委員会委員の花岡鶴美さんが総務大臣感謝状を受賞されました。おめでとうございます。



## 「能登半島地震災害義援金」 「能登半島大雨災害義援金」の協力お願いについて

義援金へ多くの皆さんより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町分区での義援金受付状況を報告します。

役場庁舎内に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いします。

皆さんからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

**能登半島地震災害義援金** (令和9年3月31日受付終了予定) **令和8年3月31日現在703,350円**

**能登半島大雨災害義援金** (令和9年3月31日受付終了予定) **令和8年3月31日現在257,225円**